2018 年 12 月 19 日

「サプライヤ相談窓口」の利用の手引き

サプライヤ相談窓口（以下「相談窓口」）は、コマツグループによる適正な調達活動維持の観点から、下請法違反を中心に、コマツグループとして是正すべき問題について相談・通報していただき、問題が発見された場合には、拡大・深刻化する前に、必要な是正措置につなげることを目的としています。コマツグループの調達活動に関連して、取引の相手方となられる企業（以下「サプライヤ」）の方々は、コマツグループ側に下請法違反、その他のルール違反があるのではないかと疑問を持たれた場合、それを放置することなく、進んで相談・通報して下さい。サプライヤが善意に基づく相談・通報を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行うことはありません。

項　目	内　　容
1．相談窓口を利用できる方	原則として、サプライヤの役職者の方が、組織の総意を反映する形で相談・通報いただくようお願いします。 それ以外の相談・通報（たとえば組織の総意を反映しない、担当者個人の判断に基づく相談・通報）については、受付を拒絶はしませんが、その取扱いについては以下のような制約があることを予めご了承願います。 ● 事実関係の調査について、相談・通報元のサプライヤの組織的な協力が得られない場合には、調査を完了できないことがあります。 ● 相談・通報のあった事実は、相談・通報元のサプライヤに対して秘密にすることはできず、また、その結果、相談・通報を行った個人が、社内的に不利益取扱いを受けない事も、保証することはできません。
2．相談・通報の対象となる案件	取引の相手方となっているコマツグループの調達部門について、以下が疑われる場合に相談・通報下さい。 （1）下請法をはじめ当該取引関係に適用される法令の違反（別添①） （2）経済産業省が示す「未来志向型の取引慣行に向けた 3 つの重点課題」に反する行為（別添②） （3）その他、長期的信頼関係の維持に重大な悪影響を与える行為 例：公正な競争の原則に反し、適正な手続きを逸脱する行為 相手方の人格を否定し、尊厳を著しく傷つける言動、など
3．相談・通報の方法	相談の際は、下記に記載するアドレス宛に、別添③の様式でメール送信願います。 サプライヤ相談窓口代表メールアドレス：supplier_soudan_comp@global.komatsu ※ 指定様式は全項目の記載が望ましいですが、少なくともサプライヤ側の調査協力窓口、連絡方法等は必ず記載願います。
4．調査・検討の手順	相談・通報を受ける都度、コマツグループでは、調達部門を除外した中立的部門（担当工場の管理部長、コマツ本社管理部門を含む）の間で協議を行い、案件の性質に応じた対応方針を決定しますが、原則として以下のプロセスを踏むこととなります。 ① サプライヤ側への調査 ルール違反を疑われている調達部門を除外した、中立的な部門（以下「コマツ調査チーム」）による事実関係の調査を行います。この際、相談・通報の事実が調達部門に漏れないように、サプライヤ側と接触を図りますので、サプライヤ側も調査に全面的に協力いただくようお願いします。

項　目	内　　容
	②　証拠等の評価 サプライヤ側から提出された情報・証拠等により、調達部門側のルール違反が客観的に明確となった場合には、速やかに是正措置をとり、その結果はサプライヤ側にフィードバックします。一方、サプライヤ側から提出された情報・証拠等だけではルール違反が客観的に明確にはならない場合には、サプライヤ側と協議のうえ、下記③の反面調査を実施します。 ③　反面調査 コマツ調達部門に対する調査は、原則として上記①と同じコマツ調査チームが実施します。その際、相談・通報のあった事実は調達部門側に知らされることになりますが、後述の不利益取扱いの禁止は保証されます。調達部門側から提出された情報・証拠等についてはサプライヤ側にフィードバックし、反論の機会を提供します。 ④　上記①～③のプロセスを繰り返すことにより、事実関係の調査が終了した後、コマツ調査チームは、適用法令等に照らして、どのようなルール違反があるか、社内外の専門家と協議のうえ判定し、必要に応じて是正措置、再発防止策をとります。また、その内容については、原則としてサプライヤ側にもフィードバックします。
５．秘密保持	相談・通報元のサプライヤに関する情報は、原則としてコマツ調査チームの中だけで共有し、サプライヤ側の同意なしに調達部門側に伝えません。しかし、上述のとおり、反面調査等を実施するためには、完全な秘密保持を貫くことは出来ないことを予めご了承願います。
６．不利益取扱いの禁止	相談・通報を行ったことを理由として、調達部門等が通報元のサプライヤに対して、不利益な取り扱いをしないことは、コマツグループとして確約します。これは相談・通報が誤解に基づく不正確なものであったとしても同様です。但し、相談・通報が悪意に基づく、誹謗・中傷であったり、適正な取引慣行を破壊する目的で行われた場合は、この限りではありません。 相談・通報を行ったサプライヤが、万一、それを理由に不利益な取扱いを受けた場合には、再度通報されるようお願いします。重大なルール違反の疑いがある案件として、最優先で調査を行います。

2018 年 12 月 19 日

（別添①） 法令違反の類型

類型	例
イ. 買いたたき	・原材料価格高騰にもかかわらず発注価の見直しに応じてくれない。 ・一方的に一律原低を要求される。 ・指し値で価格決定される。
ロ. 代金の減額	・遡及原低される。（発注済のものの代金の引き下げ） ・相談企業の責任となるべき理由がないのに代金を減額される。
ハ. 支払遅延	・納品後、支払までに 60 日を超過する。
ニ. 割引困難な手形の交付	・手形期間 120 日を超える手形で支払われる。
ホ. 有償支給材の対価の早期決済	・有償支給材を用いた納入品の下請代金支払前に支給材代金を相殺される。
ヘ. 受領拒否	・不良品以外の受取りを拒否される。 ・一方的に納期を後ろ倒しされる。
ト. 不当な返品	・不良品以外を返品される。 ・受領後長期（原則 6 カ月）経過後に返品される。
チ. 不当な変更、手直しの要求	・対価追加支払なしで納入品の変更、手直しを要求される。
リ. 物の購入・役務の利用の強制	・物の購入・サービス利用を要求される。
ヌ. 不当な経済上の利益の提供要請	・無償で人員派遣を要請される。 ・量産終了後、長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる。
ル. 報復措置	・行政庁に申告したら取引を打切りすると脅される。
ヲ. その他	

2018 年 12 月 19 日

（別添②）　「未来志向型の取引慣行に向けて」が掲げる 3 つの重点課題

類型	例
A. 不適正な 価格決定方法	・一律〇%の原価低減を要請される。 ・労務費等上昇分が考慮されない。
B. 不適正な コスト負担	・量産終了後に長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる。
C. 不適正な 支払条件	・手形等で支払いを受ける比率が高い。 ・割引コストを負担せざるを得ない。

2018 年 12 月 19 日

（別添③） サプライヤ相談窓口 （相談様式）

<table>
<tr><td>1. 発信日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2. 相談・通報元の概要

（コマツ調達部門への照会ができないため、お手数ながら詳細に記入願います。）</td><td>正式社名:</td><td>取引先コード:</td></tr>
<tr><td colspan="2">会社住所:　　資本金の額:　　万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">コマツとの直近 3 年間の取引金額:（可能であればコマツの事業所別に記載下さい。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者:（役職）　　（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記入者:（役職）　　（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査の際の連絡先、連絡方法等:

Tel:＿＿＿＿＿＿＿＿　メールアドレス:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td rowspan="6">3. 問題とされる事案の概要</td><td colspan="2">(1) 違反行為の類型:「利用の手引き」別添①のイ～ヲ、および別添②のA～Cの各類型に当てはまるものがあれば、〇を付けてください。（複数選択可）
イ｜ロ｜ハ｜ニ｜ホ｜ヘ｜ト｜チ｜リ｜ヌ｜ル｜ヲ｜A｜B｜C</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) ルール違反の対象となった取引 （可能であれば金額的影響額も記載下さい。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) ルール違反行為があった時期 （長期に及ぶ場合はおおよその期間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) ルール違反行為を行ったコマツ調達部門の個人名（組織ぐるみの場合は組織名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) ルール違反行為があった場所等 （事業所名、会議名など）</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6) 詳細内容 （書ききれない場合は、別紙を添付下さい。様式自由）</td></tr>
<tr><td>4. 根拠等</td><td colspan="2">今後の調査の促進のため、ルール違反を示す根拠となる書類、メール、録音データ、その他の証拠類が現時点で明らかであれば記載下さい。（別途送付いただいても結構です。）</td></tr>
<tr><td>5. その他</td><td colspan="2">調査の進め方に関する、ご要望、懸念事項等がありましたら記載下さい。</td></tr>
</table>

2018年12月19日

制定　2017年4月1日
改定　2018年12月19日　メールアドレス変更